平成２７年（フ）第２７５号
横浜市神奈川区台町13番地８　シェリーヒルズ横浜401号室
債務者　柏瀬美保子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４６号
神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目17番27号　ゼフィールＡ103
債務者　猪俣　昭義
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４９号
横浜市旭区二俣川２丁目86番地　２Ｆ
債務者　松橋　彩月
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３号
大分県杵築市大字守江1708番地３　パンの耳Ｂ号室
債務者　仲西　美帆
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月21日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２２号
栃木県足利市本城２丁目1908番地２
破産者　千代間昇一
1　決定年月日　平成27年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１９５１号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番26―402号
破産者　齊藤　　恵
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０７２号
大阪府箕面市船場西３－５－８、住民票上の住所大阪府箕面市如意谷３丁目５番10号
破産者　上岡工業こと　上岡　俊介
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９２４号
大阪市北区菅原町10番12―1101号、開始決定時の住所大阪市都島区善源寺町２－２－４－903
破産者　一圓久美子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９４３号
大阪市大正区泉尾３丁目22番23号ＴＡＣ泉尾103号、開始決定時大阪市大正区千島３丁目１番25―705号
破産者　米倉十九己
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１２１号
大阪府寝屋川市美井元町６番８―102号、前住所大阪府寝屋川市川勝町３番６号
破産者　土井　　亨
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３４０号
大阪府箕面市桜５丁目９番８号
破産者　浦本　俊雄
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５５３号
大阪府豊能郡豊能町光風台３丁目23番地の７、前住所大阪府豊能郡豊能町光風台１丁目16番地の３
破産者　中村　宏幸
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１０９号
大阪府八尾市楠根町２丁目69番地の１
破産者　今井　秋夫
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１６０号
大阪府豊中市赤阪１丁目７番20―205号
破産者　濵田みつ子
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４号
大阪府柏原市国分西２丁目１番15―505号マンション国分ウエスト、開始決定時の住所大阪府柏原市旭ケ丘２丁目３番30号
破産者　出田　清隆
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
大阪府柏原市国分西２丁目１番15―505号マンション国分ウエスト、開始決定時の住所大阪府柏原市旭ケ丘２丁目３番30号
破産者　出田　正美
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
北九州市小倉南区徳力団地113番306号
破産者　里　　静春
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部